

平成 27 年 3 月 31 日

告 示 第 12 号

熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤保健師嘱託員設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員任用等取扱要綱第 11 条の規定に基づき設置する、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤保健師嘱託員(以下「保健師嘱託員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 保健師嘱託員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第 3 条 保健師嘱託員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 後期高齢者医療制度に係る保健事業に関すること
- (2) 事務局職員の保健事業の補助に関すること

(任用)

第 4 条 保健師嘱託員は公募の上、次に掲げる要件を備えている者のうちから、原則として選考により任用する。

- (1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(任用期間)

第 5 条 保健師嘱託員の任用期間は、1 年以内とする。

- 2 広域連合長は、特に必要と認めるときは、保健師嘱託員を再任することができる。
- 3 広域連合長は、保健師嘱託員の任用期間を更新しない場合には、当該任用期間の満了する日の 30 日前までに、その予告をするものとする。

(解職)

第 6 条 広域連合長は保健師嘱託員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期途中においてもこれを解職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合

- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) 制度の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (5) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合
- (6) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

2 前項の事由によらず、保健師嘱託員を任期途中において解職するときは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき解職の予告を行うこととする(本人の希望による解職の場合を除く。)

(服務)

第7条 保健師嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 保健師嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令、この要綱及び熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員任用等取扱要綱(平成27年告示第10号)の定めに従い、かつ、所属する課の課長の指示に従わなければならない。

3 保健師嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は保健師嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 保健師嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間)

第8条 保健師嘱託員の勤務時間は1日あたり7時間30分とし、勤務日は年間240日とする。

2 勤務日及び勤務時間の割り振りは、所属する課の課長が行う。

(報酬及び費用弁償)

第9条 保健師嘱託員の報酬及び費用弁償は、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成27年条例第5号)に定めるところにより支給する。

(報酬の減額)

第10条 保健師嘱託員が、この要綱に別に定めがあるもの及び特に承認を得た場合を除くほか、勤務を要する時間に勤務をしなかった場合は、その勤務しない時間1時間につき1時間当たりの報酬額の減額を行う。

この場合において、勤務しない時間に 30 分以上 1 時間未満の端数があるときは 1 時間に切り上げ、30 分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

2 勤務 1 時間当たりの報酬額は、報酬月額に 12 を乗じ、その額を減額される保健師嘱託員が、1 年間に勤務する時間数で除して得た額とする。

3 勤務 1 時間当たりの報酬額に端数を生じた場合については、50 銭未満は切り捨て、50 銭以上 1 円未満は 1 円に切り上げる。

(公務災害等の補償)

第 11 条 保健師嘱託員の公務災害及び通勤災害の補償については、熊本県市町村総合事務組合が定める市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成 16 年組合条例第 8 号）によるものとする。

(健康診断)

第 12 条 保健師嘱託員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 13 条 保健師嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の定めるところによる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する